

市民と市長との対話集会 実施要領

【目的】

市民の皆さんと共にまちづくりを進めるため、市長との対話による意見交換を行い、市民の皆さんに市政への理解を深めていただくとともに、広くご意見をいただくことを目的として市民と市長との対話集会を開催します。

【開催】

区や団体、グループ等(以下、「団体等」という。)の要請に応じて対話集会を開催します。対話集会を開催できる者は、市内で活動し、次のいずれにも該当する団体等とします。

- (1) 市内に在住又は在勤、在学している人で組織していること。
- (2) 対話集会をおおむね10人以上で開催できること。
- (3) 団体等の主な活動内容が営利、政治又は宗教的活動を目的としたものではないこと。

1回の対話集会の参加者数はおおむね10人以上で20人程度を上限とします。参加者は団体等で手配していただきます。また、同一の団体等要請による開催は年1回までとします。

【開催場所】

団体等が会場として手配した場所で行います。会場は公民館、集会所など公共の施設を基本とし、個人宅では開催できません。会場使用料等が必要な場合は、団体等の負担とします。

※市有施設については、「市民と市長との対話集会」の開催は使用料免除対象とします。

【開催時間】

原則、申込団体の指定する時間とし、所要時間は1時間を限度とします。

【申込方法】

開催を希望する団体等は、「市民と市長との対話集会開催申込書(様式1)」により団体等の概要や開催希望時期、曜日や時間帯(複数)、対話のテーマなどを記入し、開催予定日のおおむね1ヵ月前までに市役所広報広聴課へお申し込みください。市議会の会期中など業務多忙の期間に開催を希望される場合などは、必ずしもご希望に添えない場合もあります。

開催申込書は市役所広報広聴課、各出先事務所、市ホームページにあります。

申し込みは、郵送、ファクス、メール、持参のいずれの方法でも結構です。

【開催決定の通知】

提出された開催申込書に基づき、開催日時等を決定した際には、「市民と市長との対話集会開催通知書(様式2)」により団体等の代表者にご連絡します。

ただし、開催決定後、市において緊急の要件が生じた場合等には、開催を延期、中止することができることとし、その際には、速やかに代表者にご連絡します。市の都合で延期、中止となった場合は、開催日時について改めて設定します。

【その他】

まちづくりについての建設的な意見交換とするため、個人的な相談、地域要望[※]、特定の個人や団体に対する誹謗、中傷あるいは営利、政治又は宗教活動を目的とした開催はお断りします。内容によっては、対話集会の途中であっても中断させていただくことがあります。

※地域要望は各区長会から定住推進部(各出先事務所)を通じて受け付けます。

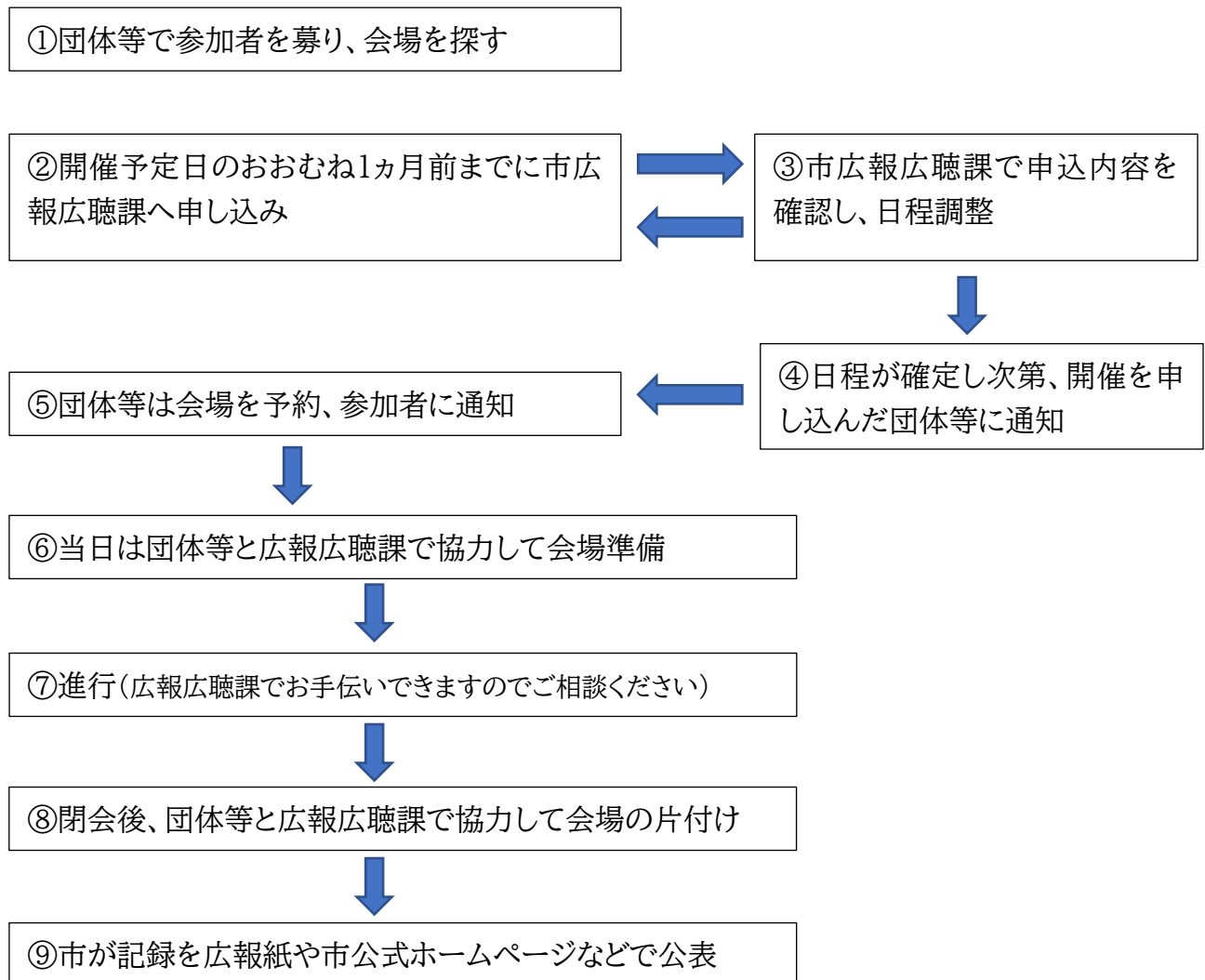
なお、対話集会のテーマに関連する部署の職員などが随行・同席します。

また、個人での録音、録画、SNSへの投稿はご遠慮ください。静止画像の撮影は参加者全員の同

意を得た場合に限り認めるものとします。

ただし、会場に報道機関が入り、撮影を含め取材をする可能性があります。併せて、市は記録のために静止画や動画の撮影などを行います。その画像、動画を市公式ホームページ、市公式YouTubeに投稿する場合があります。

<開催手順>



「市民と市長との対話集会」開催申込書

【様式1】

令和 年 月 日

申込団体等	団体等の名称	
	代表者名	
	住所(所在地)	
	電話番号/ファクス番号	/
	メールアドレス ^{※1}	
	担当者、連絡先 ^{※2}	担当者〔 連絡先〔
開催希望日時	第1希望	年 月 (上旬・中旬・下旬) (平日・土日) (時間帯) 時 分～ 時 分
	第2希望	年 月 (上旬・中旬・下旬) (平日・土日) (時間帯) 時 分～ 時 分
対話のテーマ		
会場	名称	
	所在地	
参加予定人数	人	
画像等の公開	市が記録した静止画や動画を市公式ホームページ、市公式 YouTube に投稿する場合があります。次のいずれかに○をつけてください。 〔 承諾する ・ 承諾しない 〕	
団体等の主な活動内容		
備考		

※1 連絡手段として使われる場合には記入をお願いします。

※2 内容の確認や日程調整の連絡が取れる方の連絡先電話番号などを記入してください。

(添付書類)

- 1 団体会員名簿、対話集会の参加者名簿
- 2 団体の活動内容がわかるもの

(注意事項)

- 1 会場は団体等でご手配ください。公民館等の公共施設は使用料免除対象となります。個人宅では開催できません。会場使用料等が必要な場合は、団体等の負担となります。
- 2 営利目的、政治・宗教活動を目的とした団体等は申込できません。

中津川市

【広報広聴課】